

大阪湾に関する水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

大阪湾では、全域を海域生物A類型とすることが適当であると考えられる。また、特別域の設定（案）については、以下の通りとする。

大阪湾では、干潟、藻場、浅場を中心とした水域が産卵場・生育場として好適な水域と考えられるが、そのうち漁場形成から見た利用状況、魚介類の産卵場等の利用状況を勘案すると、「湾北西部の浅場」、「淡路島北東岸の浅場」、「淡路島南東岸の浅場」、「湾南東部から南部にかけての浅場」及び大阪府漁業調整規則により水産動植物採捕禁止区域に設定されている「関西国際空港周辺の藻場」が重要な水域であることが考えられる。

以上から、次の水域を海域生物特A類型（案）として選定することが適当であると考えられる。

湾北西部の浅場

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】スズキ、イシガレイ、マコガレイ、ヒラメ、クルマエビ

【生育場】スズキ、イシガレイ、ヒラメ、マダイ、ガザミ、クルマエビ

湾南東部から南部にかけての浅場

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】スズキ、ヒラメ、ガザミ

【生育場】スズキ、イシガレイ、ヒラメ、マダイ、ガザミ、クルマエビ

淡路島北東岸の浅場

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】スズキ、イシガレイ、マコガレイ、ヒラメ、クルマエビ

【生育場】スズキ、イシガレイ、ヒラメ、マダイ、ガザミ、クルマエビ

淡路島南東岸の浅場

以下の主要魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

【産卵場】スズキ、イシガレイ、マコガレイ、ヒラメ

【生育場】スズキ、イシガレイ、マコガレイ、ヒラメ

関西国際空港周辺の藻場

空港島には緩傾斜石積護岸を利用した藻場が形成され、なおかつ、大阪府漁業調整規則により水産動植物の保護が図られており、魚介類の産卵場、生育場となっていることが考えられる。

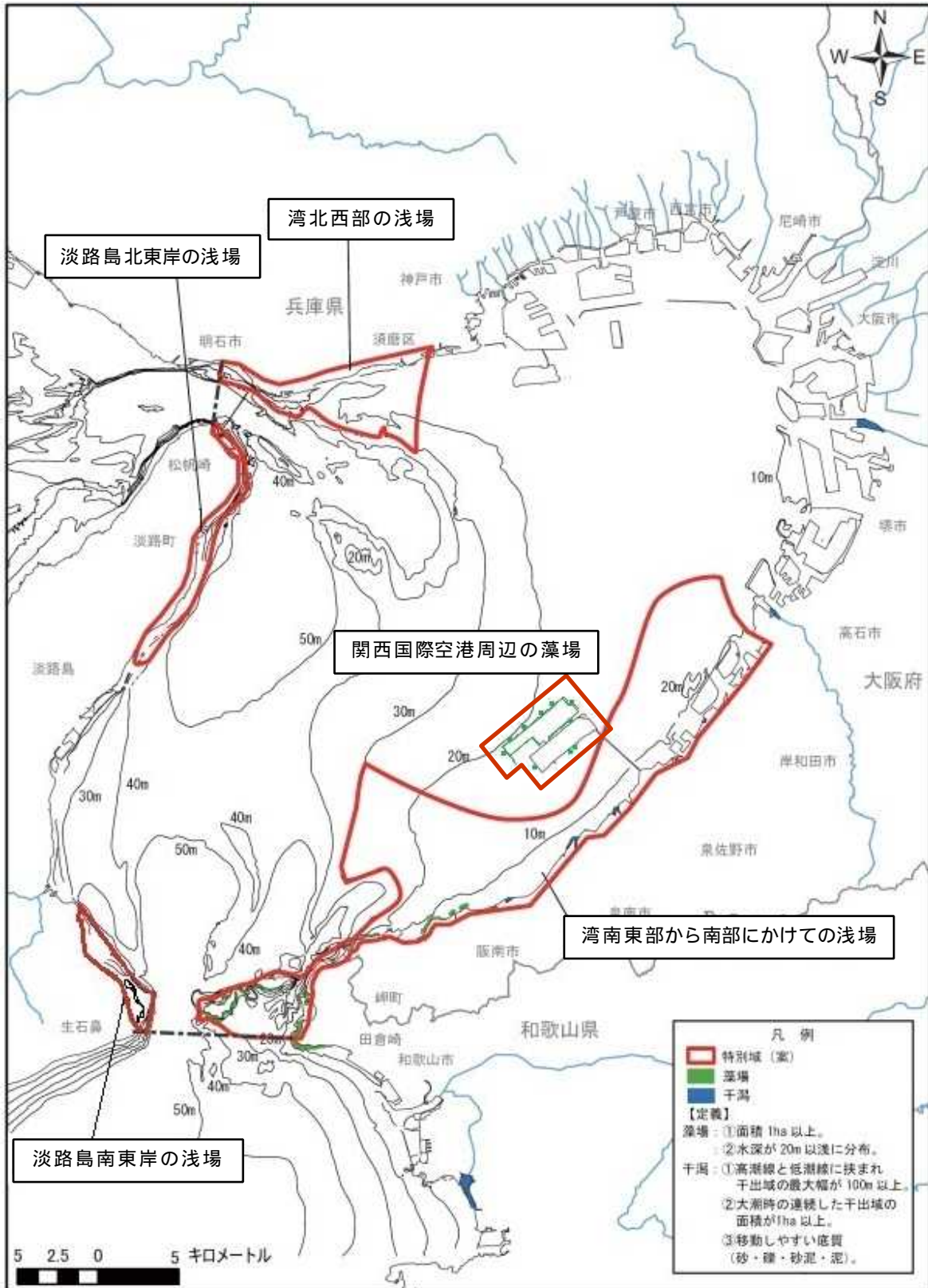


図 13(1) 特別域の設定 (案)



図 13(2) 海域生物特A類型の設定（案）